

不利益処分に関する処分基準 個票

こども未来部 保育課

不利益処分の内容	施設等利用給付認定の取消し	
根拠法令等及び条項	子ども・子育て支援法第30条の9第1項	
処分基準	根拠条項	子ども・子育て支援法第30条の9第1項
	参考事項	
	設定等年月日	平成24年 8月22日設定 令和 年 月 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>子ども・子育て支援法 抜粋 (施設等利用給付認定の取消し)</p> <p>第三十条の九 施設等利用給付認定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該施設等利用給付認定を取り消すことができる。</p> <p>一 当該施設等利用給付認定に係る満三歳未満の小学校就学前子どもが、施設等利用給付認定の有効期間内に、第三十条の四第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。</p> <p>二 当該施設等利用給付認定保護者が、施設等利用給付認定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。</p> <p>三 その他政令で定めるとき。</p>	
	<p>2 市町村は、前項の規定により施設等利用給付認定の取消しを行ったときは、理由を付して、その旨を当該取消しに係る施設等利用給付認定保護者に通知するものとする。</p>	